

◎新潟県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類
十日町都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）（十日町市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課